

# ④

# 被扶養者の認定について 共

(共) 保険係 200-3467 (内線 56332)

## 1 被扶養者制度とは

日本の医療保険制度には、企業等の会社員で構成される健康保険組合や協会けんぽ、公務員等で構成される共済組合、その他の自営業者等が加入する国民健康保険があります。

国民健康保険には被扶養者という概念はなく、全員が被保険者（0歳の赤ちゃんにも保険料が発生します）ですが、健康保険組合や協会けんぽ、共済組合には被扶養者制度が存在します。被扶養者として認定されると、被扶養者はさまざまな医療給付や健診等を受けることができますが、被扶養者のいる組合員（被保険者）が掛金（保険料）をその分多く支払っているわけではありません（右図）。

また、高齢者医療制度等の制度を維持するため、健康保険組合、共済組合では拠出金を支払っています。拠出金の額は、被扶養者も含めた、それぞれの組合の構成員の人数・医療費などを基に算出されるため、被扶養者分についても、当共済組合が拠出金の負担をしています。

これら被扶養者の医療費や拠出金等、掛かった費用は、相互扶助という観点から、被扶養者のいない人も含めた組合員全員の掛金と事業主の負担金から成り立っています。

(例) 標準報酬月額が同じ組合員の場合  
(標準報酬月額 38 万円)

### ●組合員Aには3人の被扶養者がいる

組合員A	配偶者	長男	長女
掛金※(保険料) 約 13,000 円	0 円	0 円	0 円



被扶養者

### ●組合員Bには、被扶養者はいない

組合員B 掛金※(保険料) 約 13,000 円
--------------------------------



- ・組合員A・Bの掛金は約 13,000 円で全く同じ
- ・被扶養者に掛かる医療費等の費用については、AもBも含めた組合員全員の掛金と事業主の負担金で負担

※ この「掛金(保険料)」は、主に医療給付等の短期給付と健診等に関わるものです。給与明細の共済掛金(短期) + (福祉)欄に該当します

## 2 共済組合の扶養認定

医療費や各種拠出金の増加など、当共済組合も多くの財政的課題に直面しています。共済組合では、組合員・被扶養者の健康の保持および増進に寄与するためにも、組合財政の健全かつ安定的な運営を図っていかねばなりません。

被扶養者として認定するということは、家族分の掛金(保険料)をいただくずに当共済組合が医療費等の支給をするということです。その財源は組合員全員に負担していただいている貴重な掛金ですので、被扶養者の認定にあたっては、厳格かつ公平・公正に審査しています。

なお、扶養手当と所得税の扶養控除については、給与主管課が担当となっていますので、共済組合の被扶養者認定とは基準が異なります。

## 3 現況調査(認定切替調査)について

毎年、地方公務員等共済組合法施行規程第97条に基づき、被扶養者の現況調査(認定切替調査)を行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。対象者については一定の要件の方および無作為抽出となります。被扶養者のいる組合員全員が対象となるわけではありません。

被扶養者の収入など、状況を把握しておくのは、組合員の責務です。調査の実施にかかわらず、基準を満たさなくなった場合は、速やかに扶養から外す手続きをしてください。

1のとおり、被扶養者が1人増えるごとに共済組合の支出は増え、組合員の掛金の増加につながりかねません。自分だけという気持ちが共済組合の財政を圧迫する要因となる点に十分ご留意ください。

## 4 夫婦共同扶養調査について

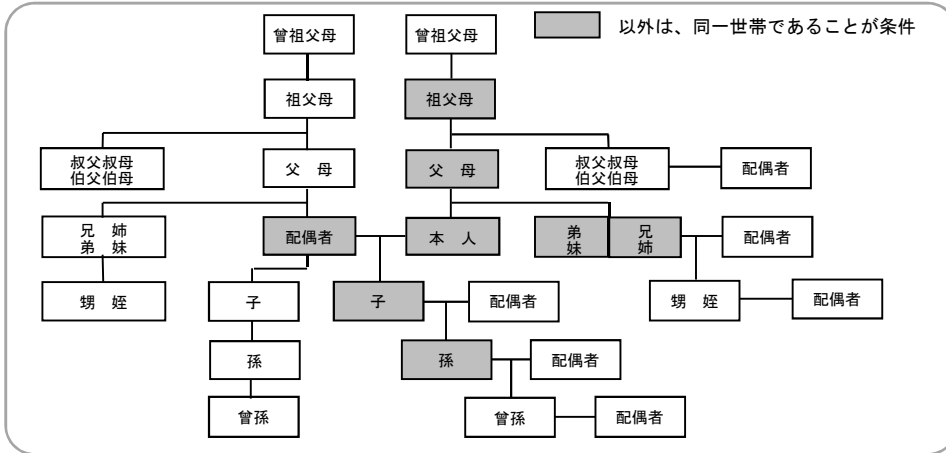
共に収入のある夫婦(配偶者が組合員の被扶養者ではない)で子どもを扶養している場合を、夫婦共同扶養(P6参照)といいます。夫婦間の収入比較を調査の主目的として、毎年、源泉徴収票の発行時期に実施しています(夫婦共に当共済組合員の場合や配偶者が育児休業中の場合は調査対象から除く)。

調査の実施にかかわらず、組合員の収入より配偶者の収入の方が1割以上多い場合、または1割未満であっても2年連続で配偶者の収入の方が多い場合は、速やかに子どもを扶養から外す手続きをしてください。

## 5 被扶養者の条件

### (1) 被扶養者の範囲（平成30年1月1日現在）

- ・配偶者※、実子、養子、父母、祖父母、孫、弟妹、兄姉
- ・（同居・同一世帯であることが必要）上記以外の3親等内の親族、組合員の内縁の配偶者の父母および子



※「配偶者」については、届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあり、婚姻届を出せば受理される状態のものも含みます。ただし、住民票に「妻(未届)」 「夫(未届)」の記載が必要です。

※平成28年10月から兄姉の認定条件について、同居の条件がなくなりました。

### (2) 認定要件

被扶養者として認定されるためには、次の①～③の要件を満たしていることが前提です。

#### ① 組合員の収入によって、生計を維持されていること

地方公務員等共済組合法第2条第1項第2号により、主としてその組合員の収入によって生計を維持されている必要があります。

なお、「主として組合員の収入によって生計を維持されている」とは、生計費の2分の1以上を組合員が負担していて、組合員の経済的援助なしでは認定対象者の生活が経済的に成り立たない状態であることを言います。認定対象者が月々の収入要件を満たしていても、他の親族からより多くの生活費をもらっている場合等、主として組合員が生計を維持していると判断できないため、認定できません。

#### ② 収入が限度額内であること (P3)

年収の要件だけでなく、月収の要件を満たしていることも必要です。

- 月収 10万8,000円以下かつ年収 130万円未満\*
- 日額 3,561円以下

\* 利子、配当、不動産、事業、農業等の収入がある場合は、年間の収入合計額で判断します。

なお、収入限度額についてはP3に詳しく載っていますので、そちらをご覧ください。

#### ③ 次の要件のいずれにもあてはまらないこと

- 組合員以外の方が地方公共団体・国・その他から、対象者に係る扶養手当等を受けている場合
- 後期高齢者医療の被保険者（75歳以上の人）
- 他の共済組合の組合員、健康保険の被保険者（法人代表者・役員含む）
- 18歳以上60歳未満の人で、学生・障害・病気等の事由を有しない人（配偶者は除く）
- 組合員の他に扶養能力を有する先順位の扶養義務者がいる場合
- 被扶養者に配偶者がおり、その配偶者との収入合計が180万円以上260万円未満の場合の収入の高い方（組合員の配偶者を除く）
- 組合員の他に扶養義務者がいる場合において、社会通念上、組合員が主たる扶養義務者でない場合  
詳しくはP11の「☆よくあるケースQ&A」Q1を参照してください。



#### ①～③の要件を満たしていても、社会通念上、扶養関係が認められない場合は認定できません

被扶養者の認定にあたっては、組合員に扶養義務および扶養能力があるのか、他に扶養義務者はいないのか、継続して経済的援助を行っているのか、認定対象者の生計の実態や自活の有無など、扶養に係る社会通念等を総合的に勘案して審査しています。

「収入が130万円未満だから」、「扶養に入れられることが分かったから」等の理由で申請しても無条件で認定されるものではありません。

**(3) 収入限度額について**

認定要件②の収入の限度額は次のとおりです。

なお、**年収の要件だけでなく、月収の要件を満たしていることも必要**です。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 月収 10 万 8,000 円以下かつ年収 130 万円未満 (注 1)</li> <li>● 日額 3,561 円以下</li> </ul> |
|--|

※「所得」ではなく控除前の「収入」です。控除可能なものは(4)のとおりです。

※ 日額については、収入が雇用保険法の失業等給付などの場合

※ 障害年金受給者、あるいは 60 歳以上の公的年金受給者は月収 15 万円未満かつ年収 180 万円未満、日額 4,931 円以下

※ 被扶養者に配偶者がいる場合(組合員の配偶者は除く)、その配偶者との収入合算額が年収 260 万円未満(例えば、被扶養者である母に配偶者(父)がいる場合)

※ 賞与等も収入になります。賞与等は、当該月に足して 10 万 8,000 円以下になる場合は支給当月の収入とし、10 万 8,000 円を超過する場合は次の賞与前月まで案分(月数で等分して月収に加算)します。

(注 1) 利子、配当、不動産、事業、農業等の収入がある被扶養者については、1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 1 年間の収入合計額が年収 130 万円未満となります(ただし、収入要件を年単位のみとしているため、収入限度額以上となった場合は、その年の 1 月 1 日を喪失日とします)。

**(4) 「収入」に含まれるものについて**

基本的に「収入※」とは、金銭等で得られるものすべてを指しますので、下表に掲げるようなものはすべて収入と見なします。なお、下表に掲げるもの以外についても、収入に含まれるものもあります。判断に迷われる場合は、共済組合保険係までお問い合わせください。

※「所得」ではなく、控除前の「収入」です。

給与収入	パート、アルバイト収入も金額の多少にかかわらず、すべて含みます。賞与(ボーナス)、各種手当も含みます。ただし、交通費は含みません。
事業・営業収入	自営業等の場合、収入から差し引く経費は、売上原価、人件費(ただし二親等以内の親族以外と確認できるものに限る)、地代および水道光熱費(自宅と事業所の所在地が違う場合に限る)です。
不動産・株等の収入	相続などに伴う不動産・株等の売買等による一時的な収入は含みませんが、恒常的な収入である場合は含みます(注)。家賃・地代収入など定期的な収入および礼金、更新料、株等の配当も収入となります。
各種年金	非課税の年金や個人年金等も収入です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 老齢年金、退職年金等(国民、厚生、共済)の公的年金</li> <li>● 遺族年金、障害年金等(国民、厚生、共済)の非課税の公的年金</li> <li>● 国民年金基金、厚生年金基金、企業年金、互助年金、積立年金(かなえ、そなえ)、個人年金等</li> </ul>
雇用保険法に基づく各種給付	失業等給付の基本手当、傷病手当、育児休業給付金等(P5)
国または自治体から支給される手当等	特別障害者手当、重度心身障害者手当、心身障害者手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当等 ※ 障害のある方で、障害年金と複数の手当を受給している場合、収入超過となることがありますので、対象となる方は確認してください。
その他	利子など継続的に得られる収入や、養育費、労働者災害補償保険法等に基づく各種収入等

注) 年間 2 回以上の売買(取引)で 130 万円を超過した場合や、年間 1 回の売買(取引)でも 2 年連続 130 万円を超過するような場合は恒常的な収入となります。また、相続などによる一時的な収入と認められるには、組合員が登記事項証明書などで証明できる場合に限ります。

**! 次のような人は被扶養者として認められません**

- 例) 妻がパートをしていて月7万円の収入があり、また投資用のマンションを所有していて家賃収入が月額7万円ある場合  
⇒すべてを収入に含み、妻の年収が168万円になるため、被扶養者とは認められません。
- 例) 実母が夫の遺族年金(年190万円)を受給している。  
⇒非課税の年金も収入と見なします。年収180万円以上のため、被扶養者とは認められません。



**! 収入要件を超える場合は速やかに手続きを**

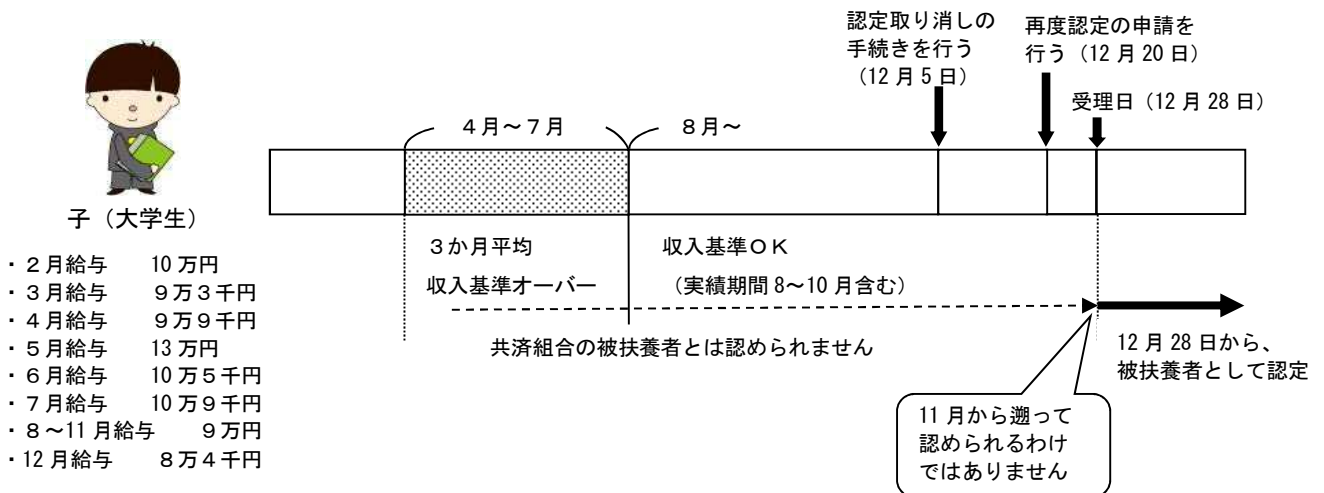
共済組合の被扶養者として認められるには、前述の収入要件のほか、さまざまな要件があります。すでに認定されている被扶養者の方で、3か月の収入の平均が10万8,000円を超える、年間収入額が130万円を超える等、扶養の要件を満たさなくなった場合は、速やかに認定取り消しの手続きを行ってください(P8)。

手続きが遅れた場合、たとえ現在は要件を満たしている場合であっても、取り消し日から現在まで、被扶養者として認められない期間が続いていることになり、再度認定を希望する場合、組合員にとって大変不利益です。(扶養手当については考え方が異なります) また、喪失日以後に受診した医療費については返還していただくことになります。

なお、再認定の希望時には、新規申請と同様の書類が必要となります。原則は申請月の前3か月について、いずれも月額10万8,000円を超過していないこと(給与等月を単位として支給される場合)が要件となりますので、事例では、本来11月には再申請ができたところ、取り消しの手続きが12月になったため、再認定についても12月以降の日付となります。

※ 利子、配当、不動産、事業、農業等の収入額のある被扶養者についての再認定の考え方については上記と異なります。P13を確認してください。

(例) 現在、認定されている大学生  
アルバイトをしているが、11月になって5月と7月の収入が基準を超えていることが分かった。



4~6月の3か月平均(111,333円)が限度額を超えているため、最初に上回った5月1日から被扶養者として認められません。また、それを12月5日に申告した場合、11月には3か月の限度内実績ができていますが、取り消しの申請が遅れたため、再認定の申請も遅れることになり、結果として11月以降も認められない状態が続いていることとなります(図参照)。

### (5) 雇用保険法に基づく各種給付（失業給付等）について

雇用保険法に基づく各種給付（失業等給付の基本手当、育児休業給付金等）を受給する場合は、日額の収入限度額（日額 3,561 円以下）を満たす必要があります。

なお、雇用保険のうち失業等給付については、就労の意思がある場合に労働者の生活および雇用の安定を図るために国から支給されるものですので、受給中は基本的には被扶養者として認められません。受給しない場合や給付制限期間中、延長期間中の場合、受給権がなくなったわけではないので、扶養に入れる申告をする場合、「雇用保険受給に関する申立書兼同意書」および次の書類を提出していただきます。

また、当共済組合では、適宜、雇用保険の受給状況の確認をしています。万一、すでに収入限度額を超える基本手当等を受給していた場合には、受給開始日まで遡って扶養を取り消すこととなりますので、注意してください。受給終了後、無職無収入または限度額内収入である場合は、再度扶養認定の手続きが必要になります。

## 必要な添付書類

(申立書および 1～3 のいずれかの項目の書類が必要になります)

### ◎雇用保険受給に関する申立書兼同意書

1 「受給しません」  
に○をした場合

- a・b 放棄  
⇒資格喪失確認通知書または  
離職票 1・2 の写し
- ◆ハローワークで受給を放棄  
したことを証明してもらっ  
てください。
- c 雇用保険に未加入  
⇒雇用契約書の写しや給与明  
細の写し等の証明書類
- d 支給終了  
⇒「支給終了」と記載された  
雇用保険受給資格者証の写  
し

受給しない場合は資格喪失確認通知書が発行されます。離職票は本来、雇用保険を受給する場合に勤め先またはハローワークから発行されるものですが、もし、離職票が発行されている場合は、ハローワークで受給を放棄したことを証明してもらった離職票の写しを提出してください。  
受給の放棄の場合は、ハローワークで「法第 13 条不該当」の印等を押しもらえます。

2 「給付制限後、受給します」  
に○をした場合

- a ハローワークですでに求職の申し込みをした場合  
⇒雇用保険受給資格者証の写し  
(離職票 1・2 の写しがある場合は併せて提出してください)
- b まだ申し込み手続きをしていない場合  
⇒離職票 1・2 の写し

求職の申し込みが済んでいない場合は、後日ハローワークで手続きをしたら a の書類を提出してください。受給開始後、収入限度額を超える場合は、速やかに扶養から外れる手続きをしてください。

3 「延長します」  
に○をした場合

- a 延長手続きを行った場合  
⇒①離職票 1・2 の写し  
②受給期間給付（延長）  
通知書の写し
- b まだ手続きをしていない  
場合  
⇒離職票 1・2 の写し

延長手続きが済んでいない場合は、後日、②を提出してください。受給開始後、収入限度額を超える場合は速やかに扶養から外れる手続きをしてください。

※ 認定後も雇用保険関係の書類の提出を求められることがありますので、紛失しないよう保管しておいてください。

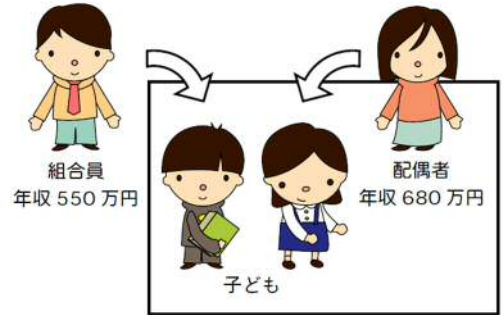
### (6) 夫婦共同扶養について (P1 参照)

共に収入のある夫婦で子どもを扶養している場合を、夫婦共同扶養といいます。

共済組合では、どちらが子どもの主たる扶養義務者であるかを定めますが、その判断基準は、原則として収入の多い方です。世帯主であるから等の理由は認められません。

収入については、特に大幅に変動していない場合、前年の源泉徴収票（自営業者やその他の収入がある方は確定申告書）で判断します。ただし、転職や新規採用、休職などの明らかな理由で、収入が大幅に変動している場合は、収入が変動してから現在までの給与明細などから、収入見込みを算出して判断します。

例) 配偶者の収入が組合員の収入よりも多い場合



配偶者の収入が組合員の収入よりも多いので、子どもの主たる扶養義務者は配偶者となり、組合員の被扶養者とは認められません。

### 育児休業を取得する場合は

組合員が育児休業を取得する場合、育児休業期間中は収入が減ります。それにより、配偶者の収入の方が多くなる場合は、配偶者が主たる扶養義務者となります。

育児休業終了後、組合員の収入の方が明らかに多くなり、扶養の申告があった場合は、復帰後の給与明細等をもとに収入比較を行います。



- ・ 育休取得前までは、組合員の収入のほうが多いため、組合員が主たる扶養義務者
- ・ 育休取得期間は配偶者の収入のほうが多いため、配偶者が主たる扶養義務者

### (7) 被扶養者が組合員と別居している場合

共済組合の被扶養者として認定されるには、「組合員と同一世帯に属すること」が前提です。組合員と被扶養者が離れて生活している場合、組合員からの仕送り（送金）によって生活が維持されている（生活費の大半が職員の送金による）ことが被扶養者の資格を有する条件となります。そのため、子どもが遠方の大学に進学する等、別居の家族を扶養する場合には、上記の基準のほかに、下表①～⑤すべての要件を満たす必要があります。

なお、二世帯住宅や住民票上世帯分離をしている家族は別居扱いとなります。また、住民票の異動がなくても実態が別居の場合は別居扱いとなります。

①	別居者の収入年額と組合員からの送金年額の合計が一人当たり 130 万円以上であること。 ただし、組合員からの送金額が別居者の収入を上回ること。
②	金融機関を経由して毎月定期的に別居者一人につき最低 54,000 円以上、送金が行われていること。 送金方法については、「公的第三者によって証明できる方法」しか認められません。 ※ 手渡しや、組合員が通帳で入金し、子どもが同一口座のカードで出金するような方法は一切認められません。「だれが」「だれに」「いつ」「いくら」送金したかが確認できる証明が必要です。
③	組合員の収入年額から別居者への送金年額合計を引いた額が 130 万円以上であること。 ※ 認定を得るために必要以上の送金をしているだけと判断する場合には、認定できません。
④	組合員および同居している被扶養者の一人当たりの生計維持費が別居している被扶養者の一人当たりの生計維持費より多いこと。 ※ 認定を得るために必要以上の送金をしているだけと判断する場合には、認定できません。
⑤	別居者に組合員以外の扶養義務者がいるときは、その者に扶養されていないこと。 ※ 別居者が扶養能力を有する扶養義務者と同居している場合は認められません。

組合員の子どもの大学等（夜間や通信制を除く）に通っており、組合員がその学費や家賃を支払っている場合は、その額も送金額に算入することができます。なお、高校生以下の子どもが学校進学のため単身で別居する場合は、在学証明書の提出と「別居扶養親族の生計維持に関する申立書」の記入をもって、送金確認書類について添付を省略できます。（ただし、海外留学を除きます）

⚠ ①～⑤の要件をすべて満たしている場合でも、生計の実態や家族構成等を勘案し、社会通念上妥当性を欠くと認められる場合には、認定とならない場合があります。

## 6 扶養の認定を希望する場合の手続きについて

事由発生後 (P8)、必要な添付書類 (P9) をそろえ、速やかに職員情報システムから「扶養親族届」で申告をしてください。事由発生日から 30 日以内に添付書類 (原本) も含め、すべてを共済組合が受理している必要があるため、遅延した場合は事由発生日まで遡って認定できません。無保険の期間があると扶養認定できないため、その間は国民健康保険に加入していただくことになります。

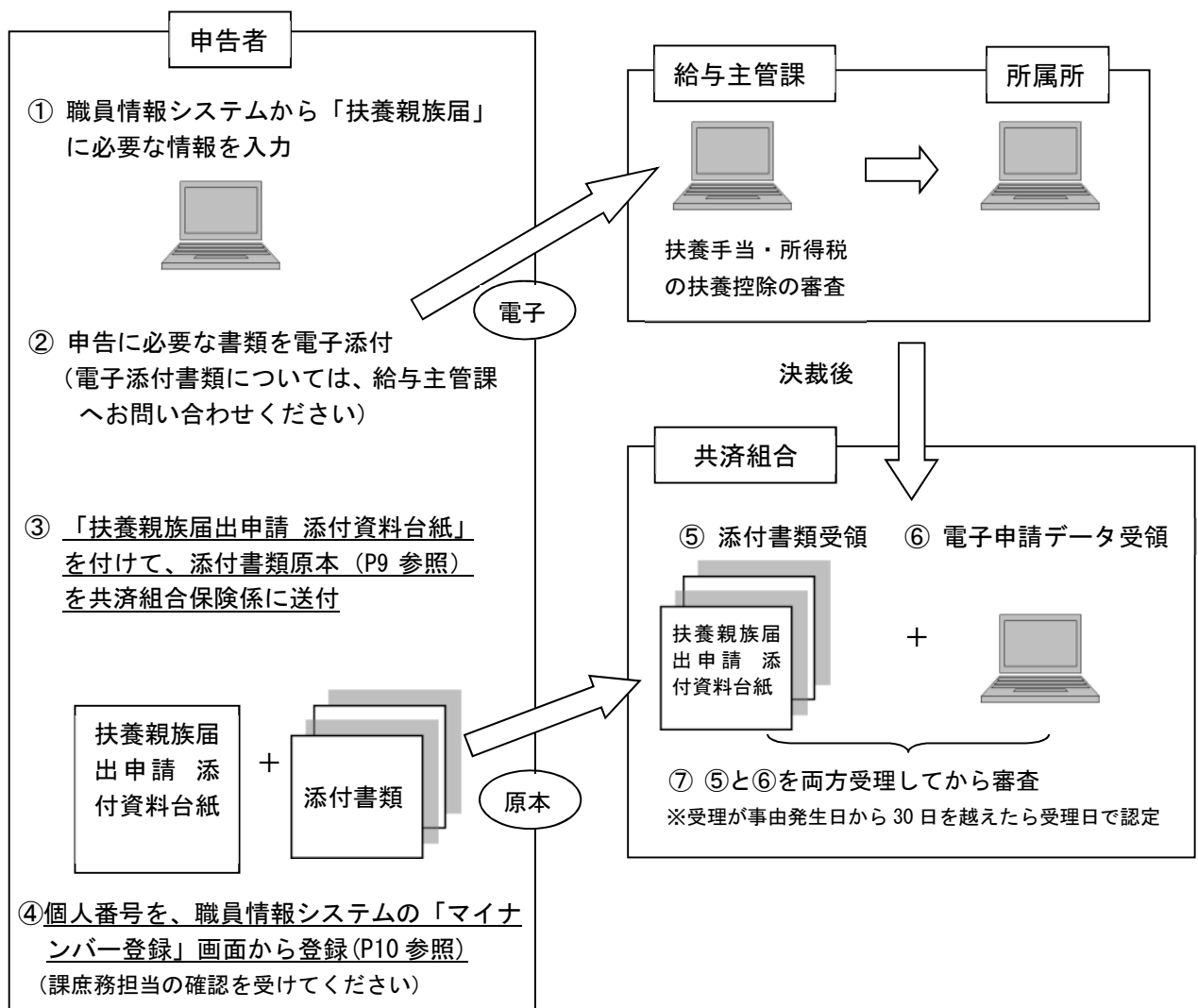
なお、この「扶養親族届」は、共済組合 (健康保険) の扶養申告のほか、扶養手当や所得税の扶養控除に関する申請も含まれます。扶養手当については事由発生日から 15 日以内に、給与主管課で必要資料が添付された申告を受理する必要がありますので、注意してください。

給与主管課では、電子ファイルで審査を行うため、届けに必要な書類を電子添付することになっていますが、共済組合では電子決裁に対応していません (給与主管課での扶養手当・所得税の控除の可否決定後、申告書のデータのみを受け取るシステムになっています)。

そのため、共済組合の扶養申告に必要な添付書類については、「扶養親族届出申請 添付資料台紙」 (電子申請時に、添付書類の欄で「電子ファイル/紙」を選択すると、回議する際、印刷画面が開きます) を付けて、添付書類 (原本) を共済組合保険係に送付便等で送付してください。市長事務局以外の所属所では別の運用を行っている場合もあります。

なお、扶養申請を行ったら、すぐに職員情報システムの「職員情報に関する申請」内の「マイナンバー登録」画面から、被扶養者の個人番号を登録してください。登録については、事由発生日から 15 日を越えないよう、注意してください (P10 参照)。情報連携開始等により登録期限が変わる場合は、あらためて、お知らせいたします。個人番号の登録の方法は、総務企画局労務課HP「マイナンバー登録説明会資料」をご覧ください。

### 申告の流れ



※ 電子申請時に「扶養親族届出申請 添付資料台紙」を印刷し忘れた場合は、共済組合のホームページまたは、イントラネット共済課のからダウンロードできます。

## 7 扶養の認定を取り消す場合の手続きについて

6の場合と同様に、事由発生後、必要な添付書類をそろえ(P10)、速やかに職員情報システムから「扶養親族届」で申告をしてください。添付書類とともに、組合員被扶養者証を必ず返却してください。

資格喪失日以後に、組合員被扶養者証を使用して医療機関等を受診した場合は、後日、共済組合が負担した分(7割または8割)の医療費等について、組合員に返還請求します。

### ◆ 事由発生日とは？

事由発生日とは、「扶養されなければならない事実が発生した日」です。家族を共済組合の扶養に入れる場合や扶養から外す場合、この事由発生日が起点となります。

ただし、扶養に入れる申請については、事由発生日から30日を経過して共済組合が受理した場合は、受理日が認定日となります。扶養から外れる申請は届け出の日に関係なく、事由発生日が資格喪失日となります。

<間違えやすい事例>

#### ● 認定の場合（扶養に入れる場合）

事例	事由発生日	具体例
退職した	退職日の翌日	3月31日に退職した。 ⇒4月1日が事由発生日
結婚した	入籍日 ※ 同居日が入籍日より後の場合、送金等の要件を満たさない限り、「住民票上の同居日」	7月3日に入籍し、8月10日から同居を開始した(送金なし)。 ⇒8月10日が事由発生日
雇用保険の受給が終了した	「最後の支給期間の最終日の翌日」	最後の支給期間が4月28日から5月23日で、5月26日にハローワークで処理した。 ⇒5月24日が事由発生日
パート収入が減った (勤務条件変更なし)	3か月の収入限度内の実績がでた後の、共済組合の申請受理日(電子・紙含む)を認定日とします。 ※ 認定直後の収入が基準を超過した場合は、認定日まで遡って取り消し	以前は収入超過していたが、5月～7月の収入が10万8千円以下となったため、11月に扶養申請し、11月15日に共済組合で申請受理 ⇒11月15日が認定日

#### ● 取り消しの場合（扶養から外す場合）

事例	事由発生日	具体例
就職した	就職日(試用期間含む) ※ 社会保険加入日ではありません	就職が決まり、10月から正規採用となり社会保険に加入したが、実際には7月から試用期間として働いている。 ⇒7月1日が事由発生日
離婚した	離婚日 ※ 別居日が離婚日より前の場合は、「別居日」。ただし送金等、別居での扶養要件を満たしていれば、離婚日	8月20日に離婚したが、同年2月1日からすでに別居していた(送金なし)。 ⇒2月1日が事由発生日
雇用保険の受給を開始した	「最初の支給期間の初日」	最初の支給期間が6月28日から7月25日で、7月26日にハローワークで処理した。 ⇒6月28日が事由発生日
貸アパートを相続し、家賃収入が発生した	相続日(死亡日)	3月1日に親が死亡し、家賃収入が月15万円発生する見込み。 ⇒3月1日が事由発生日



●扶養に入れる場合の添付書類 (一覧)

添付書類 (原本) を共済組合保険係に送付してください。

- …必ず提出
- △…該当する場合は必ず提出

【添付書類について】  
原則、個人番号 (マイナンバー) が記載されていないものを提出してください。なお、確定申告書の写し等、個人番号 (マイナンバー) が記載されているものについては、復元できない様に必ずマスキング (黒塗) して提出してください。

「扶養親族申立書」  
「扶養手当不支給証明」  
「雇用保険受給に関する申立書兼同意書」  
「別居扶養親族の生計維持に関する申立書」  
は共済組合のホームページ (外部) にあります。

	扶養親族申立書 (1・2)	認定対象者の世帯全員の住民票 <sup>※1</sup> (続柄記載・マイナンバー記載なし、発行日から3か月以内)	戸籍全部事項証明書・除籍簿本・改製原戸籍 (発行日から3か月以内)	住民税課税・非課税証明書	健康保険資格喪失証明書。または国保証の写し	直近3か月分の収入がわかるもの (就労している場合、給与明細書) の写し	年金証書、改定通知書、支払通知書等の写し (年金受給者) <sup>※2</sup>	源泉徴収票の写し (退職日が記載されているもの、マイナンバー記載なし)	配偶者の育児休業期間の分かるものの写し	組合員および配偶者の源泉徴収票の写しおよび扶養手当不支給証明 (マイナンバー記載なし)	雇用保険受給に関する申立書兼同意書	雇用保険離職票または資格喪失確認通知書の写し (マイナンバー記載なし)	雇用保険受給資格者証 (表裏) の写し	別居	
														在学証明書 (発行日から3か月以内)	送金確認書類 (預金通帳・金融機関受領印押印の口座振替依頼書・利用明細) <sup>※3</sup>
婚姻	○	○	○	○	○	△※1	△				△	△	△	○	○
退職	○	○	△※2	○	○	△※1	△	○			○	○	△	○	○
就労 (収入限度額内)	○	○	△※2	○	○	○※1	△							○	○
雇用保険受給終了後	○	○	△※2	○	○	△※1	△						○	○	○

※1 利子、配当、不動産、事業、農業等の収入がある場合は、確定申告書第1表・第2表および収支内訳書の写し、特定口座年間取引報告書等の写しが必要です。

※2 事実婚の場合は、組合員および配偶者双方の戸籍簿本が必要です。

実子・養子	出生	組合員の配偶者が被扶養者		○											○	○
		" 被扶養者でない		○					○※3	○※4						○
義務教育終了後	義務教育年齢以下		○	○		○	△					△※4		△※5	○	△※5
	学生・生徒 (18歳未満。18歳の高校生も含む)		○	○		○	△					△※4		○	○	△※5
	学生 (18歳以上)		○	○		○	△	△				△※4		○	○	○

※3 書類を揃えるのに時間を要する場合は、提出書類に配偶者の育児休業期間を明記して提出してください。(その場合に限り、認定後の提出で構いません)

※4 配偶者が組合員の被扶養者でない (夫婦共働き等) 場合、組合員および配偶者双方の源泉徴収票 (確定申告書) 等の写しが必要です。収入比較を行い、主たる扶養義務者の確認を行います。また、配偶者がいない場合は、そのことを確認できる書類 (戸籍簿本等) が必要です。

※5 高校以下の子どもが学校進学のため、単身で別居する場合は、在学証明書の提出と「別居扶養親族の生計維持に関する申立書」の記入をもって、送金確認書類について添付を省略できます。ただし、海外留学については高校以下でも送金確認書類の提出が必要です。

実父母・養父母	同居	無職	○※6	○	△※7	○	○	△				△※8					
		退職	○※6	○	△※7	○	○	△	△	○			△※8	○	○	△	
		就労 (収入限度額内)	○※6	○	△※7	○	○	○	△				△※8				
	別居	無職	○※6	○	△※7	○	○	△					△※8.9			○	○
		退職	○※6	○	△※7	○	○	△	△	○			△※8.9	○	○	△	○
		就労 (収入限度額内)	○※6	○	△※7	○	○	○	△				△※8.9			○	○

※6 実父母・養父母を扶養に入れる場合「扶養親族申立書」に扶養しなければならなくなった理由、家計状況、これまでの経過等について詳しく記入してください。また、実父母・養父母を扶養する場合で申告する組合員以外に同親等以上の扶養義務者がいる場合、同居・別居にかかわらず扶養親族申立書1・2の記載および扶養手当不支給証明が必要です。

※7 戸籍全部事項証明書・除籍簿本・改製原戸籍については、組合員の兄弟・姉妹の有無、認定対象者の配偶者の有無を確認するため、婚姻から現在までのものが重要です。また状況によって提出書類が異なり、複数種類必要になる場合もありますが、主たる扶養義務者を確認するのに必要となります。

※8 組合員の兄弟等がいる場合は、扶養親族申立書1・2の記載、扶養手当不支給証明、組合員および同居している兄弟等の源泉徴収票の写し等が必要です。同親等である兄弟等で収入比較を行い、また兄弟等が扶養手当を受給していないことを確認します。

※9 別居の実父母・養父母を扶養する場合、扶養能力のある組合員の兄弟等が父母と同居している場合は認められません。主たる扶養義務者は同居している兄弟等になります。なお、父母と別居している組合員の兄弟等がいる場合は、扶養親族申立書1・2の記載、組合員・兄弟等の源泉徴収票等の写しおよび扶養手当不支給証明が必要です。主たる扶養義務者が組合員であることの確認をします。

\*1 個人番号の通知カードの発行には2週間から1ヶ月と時間がかかることが想定されますので、出生に限り、世帯全員の個人番号をマスキング (黒塗) した住民票の写し (コピー) を、共済組合の扶養申請の添付資料として提出することが可能です。ただし、個人番号が表記されたままでは提出しないでください。

\*2 年金には、老齢年金、退職年金のほか、遺族年金、障害年金等の非課税の公的年金 (国民・厚生・共済) および国民年金基金、厚生年金基金、企業年金、個人年金 (積立年金かなえ・そなえ等) も含まれます。

\*3 別居の場合の送金確認書類は、同一口座でカードと通帳を別にしていない場合や、手渡し等は一切認められません。組合員の口座から認定対象者の口座への送金を確認します。

<注意事項>

- 世帯の状況によって、その他の書類が必要となる場合があります。
- 18歳以上で学生・障害・病気による就労不能等、特段の理由がない方については、基本的に被扶養者として認められません。扶養しなければならない事情を確認できる書類 (学生⇒在学証明書、障害⇒障害者手帳等、病気⇒医師の診断書) の提出が必要です。

## ●扶養から外す場合の添付書類（一覧）

添付書類（原本）を共済組合保険係に送付してください。  
※組合員被扶養者証も併せて返却してください

- …必ず提出  
△…該当する場合は必ず提出

【添付書類について】  
原則、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを提出してください。なお、確定申告書の写し等、個人番号（マイナンバー）が記載されているものについては、復元できない様に必ずマスキング（黒塗り）して提出してください。

	就職先の健康保険証の写し	就職証明書の写し（採用日記載）	給与明細書等（直近3か月分）収入がわかるものの写し	雇用契約書の写し	申立書	雇用保険受給資格者証（表裏）の写し（受給開始日記載）	育児休業承認通知書の写し	組合員および配偶者の源泉徴収票の写し（マイナンバー記載なし）	戸籍全部事項証明書（発行日から3か月以内）	同居（除票） （続柄記載・マイナンバー記載なし・発行日から3か月以内）	死亡日の分かるもの （死亡届の写し・除票など）	別居 （用領印押印済の口座通帳・振替依・金融機関）
就職	○または○	△										○※6
収入超過			○※1	△※2	○※3							○※6
雇用保険受給開始						○						○※6
申立てで外す場合		△	△		○※3							○※6
組合員の育児休業取得による扶養者の変更					○※3		○					○※6
配偶者の収入が高くなり、扶養者を変更					○※3			○				○※6
離婚									○	○※4		○
死亡											○※5	○※6

※1 収入限度額を超過した月を含めて前4か月以降の給与明細書を提出してください。審査の過程で追加書類の提出を求められることもあります。

例）8月給与が超過した場合・・・5月以降の給与明細書を提出

※2 同じ就労先で雇用形態等が変更になったことにより、収入が超過する場合に必要です。（雇用形態が変わった日付の確認をします）

※3 扶養から外す場合の申立書は、共済組合ホームページ（外部）の申請書類一覧にあります。任意の様式でも構いません。

「対象者氏名、喪失日、喪失理由、組合員所属名、組合員氏名」を明記し、組合員が必ず自署・押印してください。

※4 別居開始日を確認します。別居開始日が離婚日より前の場合、別居日が事由発生日となります。

※5 死亡日を確認します。死亡日の翌日が事由発生日となります。

※6 進学に伴う子の単身別居については、高校生までは送金関係書類は不要です（海外留学を除く）

## 8 個人番号（マイナンバー）の登録について

平成30年7月から、中間サーバー等との情報連携が開始される予定です。このため、共済組合（保険者）として、組合員の方とその被扶養者の方の個人番号を収集する必要があります。組合員として資格を取得した場合、また、被扶養者の認定の申請を行った場合は、事由発生日から15日以内に、職員情報システムに個人番号を登録してください。

### （1）利用目的

平成30年7月から、主に、医療等の短期給付の決定、支給等に関する事務に利用する予定です。

（法令上の利用目的）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第1の24の項に規定する「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」及び39の項に規定する「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給、若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」

### （2）対象者

川崎市職員共済組合の組合員とその被扶養者

※協会けんぽ、公立学校共済、国民健康保険、後期高齢者保険等、川崎市職員共済組合以外の健康保険に加入されている場合は、共済組合に登録する必要はありません。

**(3) 登録期限**

被扶養者の場合：資格取得予定日（事由発生日）から 15 日以内

※情報連携開始後、登録期限が変わる場合は、あらためて、お知らせいたします。

**(4) 登録の方法**

職員情報システムの「マイナンバー登録」画面から登録してください。

※被扶養者の個人番号入力については、職員情報システムの「扶養親族届」にて被扶養者情報の入力が完了していることが必須となります。

	登録画面	登録可能なタイミング
被扶養者 (組合員が入力)	職員情報システム ⇒「職員情報に関する申請」画面 ⇒「マイナンバー登録」画面	「扶養親族届」入力後 ※「扶養親族届」の決裁完了前でも入力 可能です。

詳細な登録方法は、総務企画局労務課HP「マイナンバー登録説明会資料」をご覧ください。

登録の手順は、税扶養の際に個人番号を登録するときと同様です。

**(5) 個人番号に変更があった場合**

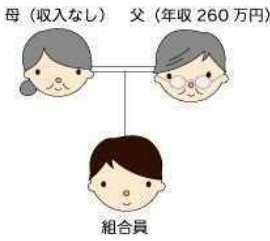
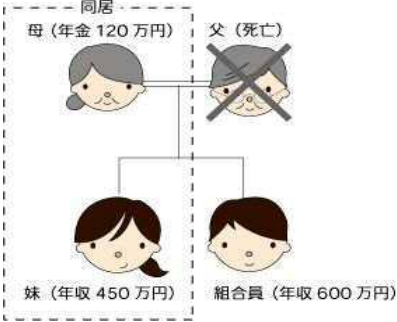

速やかに職員情報システムで登録の上、共済組合保険係に連絡してください。

## ★よくあるケースQ&A (それぞれのケースごとに追加書類を求める場合があります)

**【扶養全般】****Q 1 収入限度額内なら、扶養に入れられるのですか？**

A 1 P3に記載しているとおり、収入限度内の方であっても、次のような方は扶養に入れることはできません。また、事例に挙がっていなくても、社会通念上、扶養関係がないと共済組合が判断する場合、扶養に入れることはできません。

組合員以外の方が地方公共団体・国・その他から、対象者に係る扶養手当等を受けている場合	例えば、夫婦ともに収入があり、共同して子どもを扶養する場合、配偶者が勤務先から扶養手当を支給されている場合は、当共済組合の被扶養者とは認められません。
後期高齢者医療の被保険者 (75歳以上の人)	後期高齢者医療制度に加入するため、扶養に入れることはできません。
他の共済組合の組合員、健康保険の被保険者	対象者本人が社会保険の被保険者であるため、被扶養者にはなれません。なお、法人の代表者や、役員（報酬を受けていること、常勤であること、業務執行権を持っていることのいずれか1つを満たす役員）は、当該法人の健康保険の被保険者となるので、被扶養者として認定はできません。
18歳以上 60歳未満の人で、学生・障害・病気等の事由を有しない人（配偶者は除く）	地方公務員等共済組合法運用方針第2条関係第一項第二号の四に、左記に該当する人については通常稼働能力があると考えられるため、扶養しなければならない事情を具体的に調査することとなっています。学生である、障害がある、病気療養中のため就労不能であることが医師の所見で確認できる場合など、組合員が扶養しなければならない特段の理由がない限り、被扶養者とは認められません。 子どもが一度就職をしたが退職したため扶養に入れたい、また、アルバイトのため社会保険がなく収入も限度額内であるから、といったケースは基本的には認められません。

<p>組合員の他に扶養能力を有する先順位の扶養義務者がいる場合</p>	<p>例えば、母親を扶養に入れたい場合、本来母親を扶養すべき人は、①父（母親から見て配偶者）、②子（兄弟間の優劣はありませんが、同居の子どもと別居の子どもでは、同居の子が優先します。）の順となっていますので、次のような場合は認められません。</p> <p>1) 母親に扶養能力のある配偶者がいる ⇒配偶者（組合員からみて父）が主たる扶養者と考えられるため認められません。</p> <p>2) 別居の母が扶養能力のある妹と同居している ⇒同居の妹が主たる扶養者と考えられるため認められません。</p>  
<p>被扶養者に配偶者がおり、その配偶者との収入合算額が180万円以上260万円未満の場合（組合員の配偶者は除く）</p>	<p>例えば、両親を扶養に入れたい場合、両親の収入合算額が年収180万円以上260万円未満であれば、両親のうち収入の高い方については、当組合の被扶養者とは認められません。</p> <p>1) 母の年収90万円、父の年収150万円の場、それぞれの収入は180万円未満、合算して260万円未満のため、収入要件は満たしますが（P3）、父母合わせて240万円の収入があるため、1人分（=180万円）以上の収入がある以上、1人（例の場合、父）については認定できません。</p> 
<p>組合員の他に扶養義務者がいる場合において、社会通念上、組合員が主たる扶養義務者でない場合</p>	<p>例えば、夫婦ともに収入があり、共同して子どもを扶養している場合で、子どもの進学に伴い、配偶者と子どもが、組合員と別居することとなった場合、配偶者より組合員のほうが収入が多くても、社会通念上、子どもと同居している配偶者の方が子どもを扶養している状況であると判断せざるを得ないため、認定できません。</p>

**【配偶者の扶養について】**

**Q 2 退職した配偶者を扶養に入れたいのですが、雇用保険は受給予定で、源泉徴収票や離職票が手元に届くまで、2週間くらいかかると言われています。どうすればいいのでしょうか？**

A 2 退職が理由の場合、退職時に発生する可能性のある手当の受給有無について確認しています。扶養親族申立書に退職の理由（自己都合のため、出産のため等）を記入してください。退職後の就労や収入の有無についても必ず記入してください。

源泉徴収票や離職票の提出に時間を要するときは、それ以外の書類をまず提出してください。その際、後日提出するものについては、その旨を扶養親族届出申請添付資料台紙の余白などに記入してください。

雇用保険については受給の有無によって、提出書類が異なります。詳しくはP5をご覧ください。

**<例の場合の提出書類>**

- 扶養親族申立書（自己都合による退職など、退職理由や、退職後の就労・収入についても記入してください）
  - 配偶者の世帯全員の住民票
  - 配偶者の住民税課税・非課税証明書
  - 配偶者の前職での健康保険資格喪失証明書。または国保証の写し
  - 雇用保険受給に関する申立書兼同意書
  - 雇用保険離職票の写し
  - 配偶者の源泉徴収票の写し（退職日記載）
- } ←書類提出に時間を要する場合は、事前にご相談ください。

**Q 3 事業収入がある配偶者が年間収入額を超過してしまったことが分かりました。**

**喪失日はいつになりますか。また、再認定を希望したいのですが、いつから可能ですか。**

A 3 利子、配当、不動産、事業、農業その他の収入のある被扶養者については、1年間の収入合計額が130万円以上になった場合、その年の1月1日に遡って喪失となります。また、再認定の要件として、年間130万円未満の限度内実績が必要となります。仮に平成29年中の年間収入額が130万円以上の場合は、平成29年1月1日が喪失日となり、平成30年中の年間収入額が130万円未満であれば、共済組合が申請を受理した日（平成31年1月1日以降）での再認定が可能となります。（退職・廃業など収入が完全に無くなった場合を除く）

**<上記例：扶養から外す場合の提出書類>**

- 配偶者の平成28、29年分の確定申告書の写し等  
（130万円を超過している年およびその前年分が必要となります。ただし、平成28年の収入が130万円を超過している場合は、さらに平成27年分も必要となります）

**<上記例：扶養から外したあとに、再認定を希望する場合の提出書類>**

- 配偶者の平成30年分の確定申告書の写し等  
（再認定を希望する場合は、前年の年間収入額が130万円未満であることの実績を確認する必要があります）
- 扶養親族申立書
- 認定対象者の世帯全員分の住民票
- 住民税課税・非課税証明書
- 健康保険資格喪失証明書。または国保証の写し
- 直近3か月分の収入が分かるものの写し

## 【子どもの扶養について】

## Q 4 出生した子どもを扶養に入れたいのですが？

A 4 配偶者が組合員の被扶養者であるかどうかで提出書類が変わります。  
夫婦共同扶養の考え方について P6 をご覧ください。

## ＜配偶者が被扶養者である場合＞

- 認定対象者の世帯全員分の住民票

## ＜配偶者が被扶養者でない場合＞

- 認定対象者の世帯全員分の住民票
- 組合員および配偶者の源泉徴収票の写し
- 配偶者の勤務先が発行する扶養手当不支給証明書
- 配偶者の育児休業取得期間の分かるもの

## Q 5 育児休業より復帰して配偶者より収入が多くなったので、子ども（1歳と5歳）の扶養義務者を変更したいのですが？

A 5 共済組合では夫婦共働き等の場合、原則として収入の多い方が主たる扶養義務者となります。通常は、前年の源泉徴収票で判断しますが、育児休業から復帰した場合などは直近3か月の給与収入も含めて、組合員と配偶者の収入比較をしています。詳しくは P6 をご覧ください。

## ＜例の場合の提出書類＞

- |                          |                            |
|--------------------------|----------------------------|
| ● 扶養親族申立書                | ● 認定対象者の世帯全員の住民票           |
| ● 健康保険証資格喪失証明書。または国保証の写し | ● 組合員および配偶者の源泉徴収票の写し       |
| ● 扶養手当不支給証明              | ● 組合員および配偶者の直近3か月の給与明細書の写し |

## Q 6 新規採用で入庁しました。子どもを扶養に入れたいのですが、夫婦共働き等の場合、いつの収入を基準として収入比較をしますか？

A 6 共済組合では夫婦共働き等の場合、原則として収入の多い方が主たる扶養義務者となります。組合員の入庁後の推定収入と配偶者の前年の収入を比較して、組合員の収入が高い場合には認定することができます。組合員の収入については、前職の収入ではありませんのでご注意ください。

## Q 7 子ども（18歳）が大学入学に伴い別居することになりました。別居の申請は必要ですか？

A 7 必要です。被扶養者と別居した場合、職員情報システムの扶養親族届から必ず申請してください。送金等、別居の認定要件を満たさない限り、認定を継続できません。詳しくは P6 をご覧ください。

## ＜例の場合の提出書類＞

- 扶養親族申立書（大学入学のためによる別居など、理由・経過・別居開始日を記入してください）
- 別居する子どもの世帯全員の住民票  
（住民票を異動しない場合は、賃貸契約書の写し等、住所の分かるものを併せて提出してください）
- 別居する子どもの住民税課税・非課税証明書
- 別居する子どもの在学証明書
- 別居扶養親族の生計維持に関する申立書
- 送金確認書類  
（配偶者が被扶養者でない場合）
- 組合員および配偶者の源泉徴収票の写し
- 扶養手当不支給証明

## Q 8 子どものアルバイト収入が限度額を超過してしまいました。どのような手続きが必要ですか？

A 8 収入超過となった場合、超過していることが分かった月に遡って、扶養から外す手続きが必要となります。収入超過している月も含めて前4か月分の給与明細の写しを提出していただき、事由発生日の確認をします。

## ＜例の場合の提出書類＞

- 給与明細の写し（収入超過していることが分かった月より前4か月分からのもの※）

※ 収入によってはさらに遡って明細を提出してもらうことがあります。

**Q 9** 大学を卒業したが、特に就職もしていない子どもがいます。扶養しなければならない特段の理由がないため扶養から外す手続きをしたいのですが、どのような添付書類が必要ですか？

A 9 組合員からの申立によって扶養から外すこととなります。申立書を添付してください。書式は任意です（共済組合ホームページからダウンロードも可能）。「対象者氏名、喪失日、喪失理由（例 自立を促すためなど）、組合員所属名、組合員氏名」を明記し、組合員が自署・押印してください。

**<例の場合の提出書類>**

- 申立書
- 直近3か月分の給与明細の写し（アルバイト等をしている場合）

**【親の扶養について】**

**Q 10** 別居している一人暮らしの母親（年金収入のみで、受給額は170万）を扶養に入れたいのですが、子どもは自分のみです。

A 10 今まで自活できていた母親を扶養しなければならなくなった理由、家計状況、これまでの経過とともに、「主として組合員の収入によって生計を維持されている」かどうかで認定可否を判断します。

組合員の収入が主な生活費であることが前提ですので、母親の年金受給額より多い金額を送金している状況が必要です。一方で、認定要件にもありますが、350万円（年金170万円+送金180万円）という金額が、社会通念上、母親が生活するのに実際に必要かどうかという状況を確認、審査し、総合的に判断します。

詳しくはP3、P11～12をご覧ください。

**<例の場合の提出書類>**

- 扶養親族申立書（母親を扶養しなければならなくなった理由・経過を記入してください）
- 母親の世帯全員の住民票
- 戸籍全部事項証明書・除籍謄本・改製原戸籍  
（母親の配偶者の有無および組合員の兄弟・姉妹等を確認するため、婚姻から現在までのものがが必要です）
- 母親の住民税課税・非課税証明書
- 母親の健康保険証資格喪失証明書。または国保証の写し
- 母親の年金証書・改定通知書・支払通知書等の写し
- 別居扶養親族の生計維持に関する申立書
- 送金確認書類
- 扶養しなければならないことがわかるもの（例えば、母親が健康保険の適用にならない治療を受けていて高額な費用がかかっている事情があるなど、組合員が生活面を支えなければならない事実を証明できるもの）

※ Q 2～Q 10のような事例でも、世帯の状況によってはその他の書類が必要となる場合があります。ご不明な点は、共済組合保険係までお問い合わせください。